

(別表1)

## 申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成21年10月1日作成)

法令名	北海道地方競馬きゅう舎等管理規則		
根拠条項	第13条		
許認可等の種類	きゅう舎等の修繕等の承認		
法令の定め	<p>第13条</p> <p>第1項 使用者は、知事の承認を得ないで、きゅう舎等を修繕し、若しくは模様替し、若しくはこれに工作物を設置し、又はこれらの行為を居住者にさせてはならない。</p> <p>第2項 使用者は、前項の承認を受けようとする場合には、別記第4号様式の修繕（模様替・工作物設置）承認申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>第3項 前項の規定による提出は、あらかじめ指定された電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。</p> <p>第4項 知事は、使用者が第1項の規定に違反してきゅう舎等を修繕し、若しくは模様替し、若しくはこれに工作物を設置し、又はこれらの行為を居住者にさせたときは、使用者の負担において当該きゅう舎等を原状に回復させるものとする。</p>		
審査基準	許認可の性質上、個々の申請について、個別具体的な判断をせざるを得ないもので、あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なため、審査基準は設定しない。		
標準処理期間	総期間	日・月	(注：休日は含まない。)
	經由機関	日・月	( )
	協議機関	日・月	( )
	処分機関	日・月	( )
処分担当課	農政部競馬事業室（電話番号：011-204-5118（内線：27-138））		
申請先	農政部競馬事業室（電話番号：011-204-5118（内線：27-138））		
問い合わせ先	農政部競馬事業室（電話番号：011-204-5118（内線：27-138））		
備考	<p>(公表アドレス：<a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kjs/127224.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kjs/127224.html</a>)</p> <p>(調書作成) 農政部競馬事業室（電話番号：011-204-5118（内線：27-138））</p>		